

## 第5章 労使関係・労働相談

市内の労働組合は366組合、組合員は108,894人  
神奈川県かながわ労働センター川崎支所の資料から

神奈川県かながわ労働センター川崎支所の調査結果によると、令和元（2019）年6月30日現在、市内の労働組合数は366組合、労働組合員数は108,894人となっている。

### 1 労働組合の組織状況

- ① 令和元（2019）年6月30日現在の労働組合数は、前年同時期と比べて4組合減少し、366組合となっている。（2-5-1表）
- ② 労働組合員数をみると前年度と比べて、1,303人（1.2%）増の108,894人となっている。（2-5-1表）
- ③ 男女別の割合は男性が約8割を占めており、前年度と比べて、男性組合員は1,192人、女性は111人、それぞれ増加している。（2-5-1表）
- ④ 産業別にみると、組合数は「製造業」が114組合で最も多く、次いで「運輸業、郵便業」が89組合、「卸売業、小売業」が35組合と続いている。組合員数は「製造業」が54,673人で全体の約半数を占めており、次いで「建設業」が13,304人、「公務」が8,480人と続いている。（2-5-2表）
- ⑤ 企業規模別にみると、1,000人以上の規模が138組合、66,036人で、組合数全体の約4割、組合員数全体の約6割を占めている。（2-5-2表）

2-5-1表 労働組合・組合員数の推移

（各年6月末現在）

区分	組合数		組合員数		うち男性		うち女性	
	実数	前年比	実数	前年比	人	構成比	人	構成比
H27（2015）年度	397	▲1.5	119,146	1.2	92,489	77.6	25,242	21.2
H28（2016）年度	386	▲2.8	120,351	1.0	93,904	78.0	26,472	22.0
H29（2017）年度	378	▲2.1	115,984	▲3.6	89,726	77.4	26,258	22.6
H30（2018）年度	370	▲2.1	107,591	▲7.2	83,013	77.2	24,578	22.8
R1（2019）年度	366	▲1.1	108,894	1.2	84,205	77.3	24,689	22.7

資料出所：神奈川県かながわ労働センター川崎支所

2-5-2表 産業別・企業規模別労働組合数・組合員数

(R1(2019)年6月末現在)

区 分	組合数		組合員数		うち男性	うち女性	平成30 (2018)年 組合数	
	実数	構成比	実数	構成比				
単 位	組	%	人	%	人	人	組	
産 業 別	建設業	17	4.6	13,304	12.2	12,400	904	17
	製造業	114	31.1	54,673	50.2	46,294	8,379	112
	電気・ガス・水道業	9	2.5	1,474	1.4	1,247	227	8
	情報通信業	7	1.9	2,514	2.3	1,988	526	10
	運輸業、郵便業	89	24.3	6,545	6.0	5,975	570	96
	卸売業、小売業	35	9.6	5,713	5.2	2,464	3,249	33
	金融業、保険業	11	3.0	2,495	2.3	992	1,503	10
	不動産業、物品賃貸業	2	0.5	354	0.3	202	152	2
	学術研究、専門・技術サービス業	10	2.7	1,916	1.8	1,395	521	10
	宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-	-	-	-
	生活関連サービス業、娯楽業	4	1.1	331	0.3	200	131	4
	教育、学習支援業	10	2.7	4,093	3.8	2,023	2,070	10
	医療、福祉	24	6.6	1,795	1.6	495	1,300	24
	複合サービス事業	6	1.6	2,452	2.3	1,929	523	6
	サービス業	10	2.7	1,856	1.7	1,518	338	10
	公 務	11	3.0	8,480	7.8	4,487	3,993	11
分類不能	7	1.9	899	0.8	596	303	7	
企 業 別 規 模	29人以下	9	2.5	108	0.1	92	16	9
	30～99人	35	9.6	1,003	0.9	886	117	36
	100～299人	72	19.7	4,583	4.2	3,956	627	73
	300～499人	38	10.4	3,359	3.1	2,765	594	35
	500～999人	28	7.7	7,761	7.1	5,996	1,765	31
	1,000人以上	138	37.7	66,036	60.6	51,482	14,554	141
	その他	24	6.6	12,675	11.6	11,790	885	24
	国公営	22	6.0	13,369	12.3	7,238	6,131	21
総 計	366	-	108,894	-	84,205	24,689	370	

資料出所:神奈川県かながわ労働センター川崎支所

2-5-3表 企業規模別パートタイム労働者の組織状況

(R1(2019)年6月末現在)

区 分	組合数		組合員数		うち男性 (人)	うち女性 (人)	平成30 (2018)年 組合数	
	実数(組)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)				
企 業 別 規 模	29人以下	X	-	-	X	X	X	
	30～99人	X	-	-	X	X	X	
	100～299人	6	11.5	67	1.6	27	40	5
	300～499人	X	-	-	-	X	X	X
	500～999人	4	7.7	104	2.5	55	49	4
	1,000人以上	33	63.5	3,742	89.8	907	2,835	27
	その他	3	5.8	54	1.3	7	47	3
	国公営	4	7.7	187	4.5	67	120	4
総 計	52	-	4,167	-	1,076	3,091	45	

注:「X」は特定の組合情勢が判明される恐れがあるため公表できないもの。ただし、全体の数値の中には含まれている。

資料出所:神奈川県かながわ労働センター川崎支所

労働争議の発生件数は1件  
市内の労働争議発生状況

令和元（2019）年度の市内労働争議発生件数は1件であった。

2 労働争議発生状況

(1)労働争議発生件数・参加人員

市内の労働争議発生件数は、令和元（2019）年度は1件であった。（2-5-4表、2-5-5表、2-5-6表）

2-5-4表 川崎市内の要求項目別労働争議発生件数 (単位:件)

区 分	H27(2015) 年度	H28(2016) 年度	H29(2017) 年度	H30(2018) 年度	R1(2019) 年度
賃上げ要求	1	—	—	1	1
一時金要求	—	2	—	—	—
反合理化、統一行動、 労働時間短縮	—	—	—	—	—
その他	—	1	—	—	—
合 計	1	3	—	1	1

資料出所:神奈川県かながわ労働センター川崎支所

2-5-5表 川崎市内の労働争議発生組合数、行為参加人員等の推移

区 分	H27(2015) 年度	H28(2016) 年度	H29(2017) 年度	H30(2018) 年度	R1(2019) 年度
組合数 (組)	1	3	—	1	1
行為参加人数 (人)	380	977	—	28	50
半日以上の罷業 (日)	1	2	—	1	4
労働損失日数 (日)	380	977	—	28	132
半日未満の罷業 (日)	—	2	—	—	—
時間外拒否 (人)	—	—	—	—	—
怠業日数 (日)	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—

資料出所:神奈川県かながわ労働センター川崎支所

2-5-6表 川崎市内の産業別・規模別労働争議発生状況

区 分		組合数	行為参加 人員	半日以上の 罷業日数	労働損失 日数	半日未満の 罷業日数	時間外 拒否	怠業 日数	その他
産業別	建設業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・水道	-	-	-	-	-	-	-	-
	情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸業	1	50	4	132	-	-	-	-
	卸売・小売業	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-
	不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	飲食店、宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-
	医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-
	教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-
	複合サービス事業	-	-	-	-	-	-	-	-
	公 務	-	-	-	-	-	-	-	-
	分類不能	-	-	-	-	-	-	-	-
規模別	29人以下	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～99人	-	-	-	-	-	-	-	-
	100～299人	-	-	-	-	-	-	-	-
	300～499人	1	50	4	132	-	-	-	-
	500～999人	-	-	-	-	-	-	-	-
	1,000人以上	-	-	-	-	-	-	-	-
R1 (2019) 年度 総計	1	50	4	132	-	-	-	-	
H30 (2018) 年度 総計	1	28	1	28	-	-	-	-	
H29 (2017) 年度 総計	-	-	-	-	-	-	-	-	
H28 (2016) 年度 総計	3	977	2	977	2	-	-	-	
H27 (2015) 年度 総計	1	380	1	380	-	-	-	-	

資料出所:神奈川県かながわ労働センター川崎支所

**不当労働行為の審査は全県で 64 件**  
**神奈川県労働委員会年報から**

令和元（2019）年（1月～12月）の神奈川県全体の労働争議係属件数は19件で、不当労働行為の係属件数は64件だった。

**3 神奈川県労働委員会の活動**

**(1) 労働争議の調整**

- ① 係属件数は19件で、前年に比べて3件減少している。うち新規取扱件数は15件で、前年からの繰越件数は4件である。（2-5-8表）
- ② 開始手続きは、15件のうち14件が「組合側の申請」で、1件は「使用者側の申請」となっている。（2-5-8表）
- ③ 産業別にみると、「建設・卸・小売・公務他」で7件、「運輸業、郵便業」で5件、「教育、学習支援業」で2件となっている。（2-5-8表）
- ④ 調整事項は23件で、そのうち「経済的事項」は5件で、「非経済的事項」は18件となっている。（2-5-8表）
- ⑤ 処理状況は「解決」10件、「不調・打ち切り」5件、「翌年への繰越」が4件であった。（以上はすべて全県分）（2-5-8表）
- ⑥ 年報で市町村が非公表のため、川崎市内分は不明である。

**(2) 不当労働行為の審査**

- ① 新規取扱件数は26件で、前年に比べて1件の増加となっており、全て「組合」からの申立てである。（2-5-9表）
- ② 産業別では、「製造業」が4件、「教育、学習支援業」が3件、「運輸業、郵便業」が1件となっている。（2-5-9表）
- ③ 係属件数は、新規取扱件数26件と前年からの繰越件数38件の計64件となり、処理状況は64件中39件が終結し、終結率は61%となった。終結の内訳は「和解・取下げ」が20件、「命令・決定」が19件である。（すべて全県分）（2-5-9表）。
- ④ 川崎市内分は2-5-7表のとおり、3件となっている。

**2-5-7表 令和元(2019)年 不当労働行為事件(終結分) -川崎市内分-**

申立年月日	事件名	申立人	被申立人	請求する救済内容	終結年月・内容
29. 11. 14	A事件	労働組合	株式会社 (医療、福祉)	・誠実団交実施 ・第三者への交渉の委任の禁止 ・ポスト・ノーティス ・秘密録音の禁止	R1. 8. 7 棄却
30. 6. 5	B事件	労働組合	株式会社 (卸売業、小売業)	・団体交渉応諾 ・ポスト・ノーティス	R1. 5. 29 棄却
31. 4. 10	C事件	労働組合	株式会社 (医療、福祉)	・雇止めの撤回 ・バックペイ ・ポスト・ノーティス	R1. 6. 7 関与和解

資料出所：平成31年/令和元年「神奈川県労働委員会年報」神奈川県かながわ労働センター川崎支所

2-5-8表 神奈川県労働委員会の労働争議の調整<県内全体 1月~12月> (単位:件)

区分		H27年 (2015)	H28年 (2016)	H29年 (2017)	H30年 (2018)	R1年 (2019)	
係属 件数	新規取扱件数 ※	22	18	16	14	15	
	開始 申請 者	組合	18	14	13	13	14
		使用者	4	4	3	1	1
		双方	-	-	-	-	-
		職権	-	-	-	-	-
	業種	製造業	2	2	3		1
		運輸業、郵便業	3	3	2	5	5
教育、学習支援業		3	-	1	1	2	
サービス業		2	2	2	-	-	
建設・卸・小売・公務他		12	11	8	8	7	
前年からの繰越		6	7	9	8	4	
合計		28	25	25	22	19	
終結 件数	解決	11	11	9	10	10	
	不調・打ち切り	7	4	5	7	5	
	取下げ	3	1	3	1	-	
	合計	21	16	17	18	15	
翌年へ繰越		7	9	8	4	4	
調整事項合計		28	24	23	26	23	
経済的 事項	賃金等	賃金増額	-	-	-	-	-
		一時金	1	-	-	-	-
		諸手当	1	-	-	1	-
		その他賃金関係	1	4	5	3	4
		退職一時金・年金	-	-	1	1	-
		解雇・休業手当	-	1	-	2	-
	給与以外の労働条件	5	3	3	5	1	
小計		8	8	9	12	5	
非経済的 事項	経営 人事	事業休廃止・縮小	-	-	-	-	-
		人員整理	-	-	-	-	-
		配置転換	-	1	1	4	3
		解雇	6	5	3	-	1
		その他の経営人事	4	2	3	2	3
	団交促進	2	1	-	-	-	
	組合承認・同活動	5	2	3	4	4	
その他	1	2	4	4	7		
小計		18	13	14	14	18	
労働 協約	協約締結・同改定	-	1	-	-	-	
	協約効力・解釈履行	2	2	-	-	-	
	小計	2	3	-	-	-	

注1:一件で複数の調整項目があるので、調整事項合計と取扱件数は一致しない。

注2:※すべて「あつせん」。

注3:仲裁は昭和45(1970)年以降なし、調停は昭和61(1986)年以降なし。

資料出所:平成31年/令和元年「神奈川県労働委員会年報」

2-5-9表 神奈川県労働委員会の不当労働行為の審査<県内全体 1月～12月> (単位:件)

区 分		H27年 (2015)	H28年 (2016)	H29年 (2017)	H30年 (2018)	R1年 (2019)	
係属 件数	新規取扱件数	35	29	37	25	26	
	申立人別	組合	35	28	36	25	26
		個人	-	1	-	-	-
		組合・個人	-	-	1	-	-
	産 業 別	製造業	5	5	8	6	4
		運輸業、郵便業	7	2	3	3	1
		教育、学習支援業	1	2	3	1	3
その他		22	20	23	15	18	
労組法第7条 該当号別	第1号関係 ※	13	9	11	12	8	
	第2号関係 ※	29	26	34	18	21	
	第3号関係 ※	18	14	16	11	12	
	第4号関係 ※	1	-	-	-	-	
前年からの繰越件数		44	49	39	46	38	
合 計		79	78	76	71	64	
終結 件数	命 令 ・ 決 定	全部救済	2	5	2	2	4
		一部救済	5	6	1	5	4
		棄却	-	3	5	4	11
		却下	-	-	-	-	-
	小 計		7	14	8	11	19
	和 解 ・ 取 下 げ	関与和解	20	19	21	16	19
		無関与和解	-	5	-	4	1
取下げ		3	1	1	2	-	
小 計		23	25	22	22	20	
移 送		-	-	-	-	-	
終 結 計		30	39	30	33	39	
終 結 率		38%	50%	39%	46%	61%	
翌年度への繰越		49	39	46	38	25	

注1：終結率＝終結件数÷係属件数×100%

注2：※労組法第7条該当号別件数は、内訳中の該当号別件数を1号ないし4号に整理し集計したものであり、新規申立件数とは一致しない。

注3：※労組法第7条第1号関係：不利益取扱い

(ア)賃金・一時金・昇給等の差別 (イ)解雇(含解雇予告) (ウ)懲戒処分  
(エ)出向、配転等 (オ)仕事の差別等 (カ)その他

注4：※労組法第7条第2号関係：団体交渉拒否

注5：※労組法第7条第3号関係：支配介入

(ア)不利益取扱いによる組合弱体化等 (イ)労働協約の無視、慣行の無視等 (ウ)ひぼう・中傷  
(エ)組合脱退工作、組合加入妨害等 (オ)組合掲示物の掲示、ビラ配布妨害等 (カ)その他

注6：労組法第7条第4号関係：申立等に伴う不利益取扱い

資料出所：平成31年／令和元年「神奈川県労働委員会年報」

「労働条件」に関する相談が多い  
令和元（2019）年度の労働相談の状況

労働雇用部・中原区役所で実施した労働相談の相談件数は 857 件  
街頭労働相談会（市内 5 か所、6 日）の相談件数は 513 件  
弁護士労働相談会（毎月 1 回、12 日）の相談件数は 100 件

#### 4 市内の労働相談の状況

- ① 令和元（2019）年度に川崎市で実施した労働相談の件数は 1,470 件で、そのうち労働時間や休暇等の「労働条件」が 535 件、「雇用」が 111 件、「賃金未払」が 89 件、「解雇」が 80 件、「健保・年金」が 78 件などとなっており、前年度と比べ、全体で 49 件減少した。（2-5-10 表）
- ② 街頭労働相談会は、各種労働問題を抱えた勤労市民の立場にたち、相談者の便宜を図るため、直接的・即応的に対応できるよう駅周辺の立ち寄りやすい場所で相談会を開催し、併せて労働法などの資料配付により労働問題を未然に防止できるよう啓発することを目的として実施している。

また、平成 23 年度から労働問題に関する高度な法律問題について、専門の弁護士が相談に応じる弁護士労働相談会を毎月開催している。いずれも、神奈川県かながわ労働センター川崎支所との共催により実施している。

#### ※令和元（2019）年度実績

街頭労働相談会：市内 5 か所、6 日（JR 登戸駅多摩川口 1 日、JR 武蔵溝ノ口駅南北自由通路 2 日、多摩区役所 1 日、川崎アゼリア 1 日、小田急新百合ヶ丘エルミロード 1 日）

弁護士労働相談会：毎月 1 回、12 日（かながわ労働センター川崎支所 12 日）

2-5-10 表 市内労働相談件数の推移

区 分	健保 年金	労働 条件	賃金 未払	退職金	労災 通災	解雇	雇用	雇用 保険	その他	件数 計
平成 29（2017）年度	80	448	83	11	40	106	111	56	429	1,364
うち相談員労働相談	70	230	59	8	37	67	43	42	307	863
うち街頭労働相談	9	191	20	2	2	17	67	13	98	419
うち弁護士労働相談	1	27	4	1	1	22	1	1	24	82
平成 30（2018）年度	84	505	90	26	41	107	148	90	428	1,519
うち相談員労働相談	70	250	58	24	32	71	43	77	273	898
うち街頭労働相談	13	222	27	1	7	16	105	12	123	526
うち弁護士労働相談	1	33	5	1	2	20	-	1	32	95
令和元（2019）年度	78	535	89	14	43	80	111	76	444	1,470
うち相談員労働相談	64	250	69	10	38	53	18	64	291	857
うち街頭労働相談	14	241	13	-	2	18	93	10	122	513
うち弁護士労働相談	-	44	7	4	3	9	-	2	31	100



真の「ゆとり・豊かさ」が実感できる社会の実現を  
川崎労福協 第36回定期総会

川崎労働者福祉協議会（小原 洋 会長）は、令和2（2020年）年11月13日に第36回定期総会を開催し、「人と暮らし、環境に優しい福祉社会」の実現に向けて、諸活動の推進に全力で取り組むことを確認した。

## 5 地域労働団体の活動

### (1) 川崎労働者福祉協議会

- ① 川崎労働者福祉協議会は「川崎の地域に密着した、きめ細かく、幅広い勤労者の福祉活動の推進」を目指して、昭和60（1985年）年に結成された。その後、福祉事業に対する社会的役割の高まりと地区活動の充実に応えるため、平成8（1996年）年にブロック労福協（川崎中央・大師・田島・幸・中原・北部）を発足し、相互に連携した活動を展開している。
- ② 川崎労働者福祉協議会の第36回定期総会が、令和2年11月13日（金）に川崎市立労働会館で開催された。主催者を代表して小原会長より「春以降はコロナの影響により、多くの活動を中止・延期せざるを得ない状況となったが、その中でもできることを考え、工夫しながら取組を進めてきた。コロナ禍での取組として、いち早く『未使用マスク寄付活動』に取り組んだ他、昨年より活動の柱の一つとなった『フードバンク・フードドライブ』の取組についても、この状況の中様々な場所でフードドライブを実施いただき、多くの食材をフードバンク神奈川へ寄付することができた。引き続きあらゆる場面で「食の助け合い・支え合い」を意識し、これまで以上の活動推進をお願いしたい。」と挨拶があった。また、今総会において役員の変更が行われ、小原会長が退任し、新たに藤吉誠一郎氏が会長に就任した。

### 【役員体制】

役職名	氏名	単組名	役職名	氏名	単組名
会長	藤吉誠一郎	ミットヨ労働組合	副会長 (地区ブロック長)	宮澤 孝	旭化成労働組合 川崎支部
副会長	村松 秀幸	川崎市職員労働組合	〃	小山内隆之	JFEスチール京浜関連 労働組合協議会
〃	石塚 雅次	日本鋼管病院労働組合	〃	林 聖	NTT労働組合 南関東総支部川崎分会
〃	舘 克則	川崎地域連合	〃	萩野谷圭一	東芝ロジスティクス 労働組合
〃	大塚 隆	中央労働金庫川崎支店	〃	斎藤 恵治	三菱ふそう労働組合 本社支部
〃	宇野澤慎一	こくみん共済 coop 神奈川推進本部	〃	萩原 善幸	電元社トーア労働組合
事務局長	成田 仁	川崎労働者福祉協議会			

「働くことを軸とする安心社会」に向けて  
川崎地域連合 第30回定期総会

日本労働組合総連合会神奈川県連合会川崎地域連合（藤吉 誠一郎 議長）は、令和2（2020年）年11月13日に第30回年次総会を開き、すべての働く者が連帯でき、国民の共感を得ることができる運動を展開し、「働くことを軸とする安心社会」を実現することを確認した。

(2) 川崎地域連合

- ① 川崎地域連合は平成3（1991年）年に結成された。「地域に根ざした連合運動」をめざして、川崎市内最大のローカルユニオンセンターとしての役割と責任を果たしており、働く者の生活を守る取組、住みよいまちづくりに向けた政策活動、各種イベントの開催など、市民に開かれた活動を行っている。また、川崎地域連合のもとに6つの地区連合があり、地域に密着した活動を推進している。
- ② 川崎地域連合の第30回年次総会が、令和2年11月13日（金）に川崎市立労働会館で開催された。

主催者を代表して藤吉議長から「今年度はこのコロナの影響から多くの運動・活動を中止し、又は形式を変えざるを得ない状況となった。コロナの影響を受けて既に深刻化している雇用環境への取組については、地域経済の活性化は不可欠であり、政労使の地域で連携した運動展開などを、皆さんの知恵をお借りして進めて行きたい。」と挨拶があった。

【役員体制】

役職名	氏名	産別名	役職名	氏名	産別名
議長	藤吉 誠一郎	J A M	副議長(地区議長)	阿部 健次郎	運輸労連
議長代行	嶋田 和明	神教協	〃	福井 正宏	基幹労連
副議長	渡部 堅三	基幹労連	〃	佐藤 庄信	基幹労連
〃	齊藤 恵治	自動車総連	〃	小山 國正	私鉄総連
〃	村松 秀幸	自治労	〃	稲富 正行	電機連合
事務局長	舘 克則	電機連合	〃	森川 靖之	電機連合

## 川崎労働組合総連合 第 31 回定期大会

川崎労働組合総連合（菅野 明 議長）は、令和 2（2020 年）年 10 月 18 日に第 31 回定期大会を開催した。

### (3) 川崎労連川崎労働組合総連合

川崎労連は、令和 2 年 10 月 18 日（日）に川崎市教育文化会館で第 31 回定期大会を開き、活動経過、運動方針、予算等を採択した。

#### 【活動方針（一部抜粋）】

- ・ 労働条件・労働環境の改善  
（賃金引上げ、労働時間の短縮、  
各種制度・ルールの周知等）
- ・ 社会保障・平和の取組  
（福祉・医療・介護などの改善と拡充、  
子育て世代の運動の組織等）
- ・ 組織の拡大強化  
（各職場での拡大、未組織労働者の  
組織化、機関紙の定期発行等）

#### 【役員体制】

役職名	氏 名	出身 労 組
議 長	菅野 明	川崎医療生協労組
副議長	菅野 健一	川崎建設 労働組合連合会
〃	野村 澄夫	神奈川土建 川崎支部協議会
事務局長	大貫 春男	全川崎地域労組

## 第 91 回メーデー

### (4) メーデー

- ① 第 91 回メーデー川崎地区大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため集合形式での開催は中止し、ホームページ上に会場を設け、メーデー宣言や WEB メッセージを掲載し参加者が閲覧する形での開催となった。今回のスローガンとして、「平和・人権を守り、持続可能な社会をめざし、働く仲間の笑顔あふれる未来をつくろう！」が掲げられた。

メーデー宣言では「賃金の『底上げ・底支え』『格差是正』に向けた取組を展開するとともに、子育て・年金・医療など安全安心な社会保障制度の確立・実現に向けて歩みを進める」と確認された。

- ② 川崎メーデー実行委員会主催の「第 91 回川崎メーデー」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ホームページ上に会場を設け、メーデー宣言の掲載や当日の様子をネット配信し、参加者が閲覧する形での開催となった。

今回のスローガンとして、「働くものの団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざそう」が掲げられた。